

令和２年３月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注．発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日（火）午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 2階 庁議室

3. 出席委員

1 番	繁田 富男	2 番	島津 益夫	3 番	河野千代美
4 番	園田 恭子	5 番	宿利 浩満		
6 番	安藤 慎八（副会長）	7 番	梶原 光宏（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1 番	小雲 基廣	2 番	長尾亀世美	3 番	衛藤 榮一
4 番	梅木 隆富	5 番	藤原 善和	6 番	高浪 辰雄
7 番	高倉 利子	8 番	飯田 久夫	9 番	秋好 清広
10 番	帆足 清己	11 番	衛藤 和敏	12 番	柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（時効取得）

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 農業委員会事務局

局長	渡辺 克之	主幹（統括）	井野 俊夫
主査	島津 智美	主査	繁田 寿美

7. 会議の概要 事務局	ただ今より3月定例委員会を開催します。会長にごあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局	農業委員定数7名に対して、全員の出席ですので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言して頂きたいと思います。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よりしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、3番委員、4番委員よりしくをお願いします。なお、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。 番号1、大字小田字山ノ下〇〇〇番、登記簿地目は田、面積389㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。 番号2、大字戸畑字西椽ノ木〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、登記簿面積1,196㎡、外11筆で、面積合計13,610㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で生前贈与です。担当委員は、7番会長です。 番号3、大字戸畑字中之原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、登記簿面積は732㎡、外1筆で、合計面積1,132㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。

議長	担当委員は、7 番会長です。 以上、3 件です。 それでは、担当委員の調査結果の報告をお願いします。 番号 1 を 3 番委員 番号 2、3 を 私 が説明します。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	番号 1 について、調査結果を報告します。大字小田字山ノ下〇〇、登記簿地目は田、現況は田、登記簿面積 3 8 9 m²。2 月 2 8 日に、推進委員と私で現地確認を行いました。土地の所在は、〇〇から 1 5 0 m ほど山ぎわに上がったところです。自宅の横の田んぼでした。すでに〇〇さんは同じ地区に田を 8 反取得しており、面積において問題はありません。また奥さんも新規就農しており、二人で農業を行っており、問題ありません。農機具もトラクターを持っており、トマトを栽培すると聞いております。以上報告を終わります。
推進委員	この方は、先日の町報くすに掲載された玖珠ファーマーズスクールの卒業生になります。〇の〇〇さんにトマト作りを習って、新しく始めるそうです。家の横に続いた田んぼで、持ち主は〇〇に引っ越しております。畑として使うと思います。この方はトマトを作っていきますので、コンバイン、田植え機等は必要ないそうで、トラクターのみです。
農業委員	番号 2 について、調査結果を報告します。土地の所在は、〇〇〇の〇〇〇自治区内の〇〇さんの自宅周辺に位置しております。面積は、田が 9 筆で 1 2, 1 5 4 m²、畑が 3 筆で 1, 4 5 6 m²、合計 1 3, 6 1 0 m²です。水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。譲渡人と譲受人は親子関係になります。現況は、田・畑で、水稻や野菜を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の要望により、贈与です。譲受人の取得後の面積は 4 0 a 以上あり、通作距離は自宅周辺です。経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況は、トラクター、田植え機等で、農業従事者は 3 名で、取得後の耕作に問題はありません。

推進委員	以上報告を終わります。
会長	息子さんには会えませんでした。前回の売買の時にお会いして、耕作意欲はあるように思えました。 番号3について、調査結果を報告します。土地の所在は、〇〇〇の〇〇〇自治区の南側、〇〇〇に位置しております。面積は、田2筆で、1, 132㎡で、水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、これからも水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が高齢で、自宅からの通作距離が2kmあり、耕作できなくなったので、農地の移動です。取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は、自宅から約500mで、耕作に可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン等で、農業従事者は2名で、取得後の耕作に問題はありません。 以上報告を終わります。
推進委員	場所は、〇〇〇郵便局から南に約500mの所にあります。現在、近所にはイノシシ等が出ておりますが、ここは今まで被害は出ておりません。他に補足事項はありません。 以上です。
議長	事務局から補足説明がありますか。
事務局	番号2の生前贈与についてですが、譲受人の〇〇さんの息子さんのほうですが、電話で贈与を受けるという意味は確認しております。 以上です。
議長	質疑はありませんか。
議長	質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可します。 次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。 番号1、大字太田字川底〇〇〇〇番、地目は畑、登記簿面積は156㎡、外1筆で、面積合計264㎡です。転用者は、〇〇市の〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、植林用地としての転用です。平成20年より一部植林しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、2番委員です。 以上、1件です。
議長	それでは、担当委員の説明を 番号1 を 2番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	番号1の調査結果を報告します。3月2日午後、申請者と、推進委員と事務局で現地確認を行いました。土地の所在は大字太田字川底、県道〇〇号線のバス停から下りていき、お堂がありますが、そこからななめ右上に位置しております。面積は2筆で264㎡です。畑を植林用地として転用する計画で、現況は一部山林となっています。植えられたものだけでなく、自然に生えたものもあると思います。周囲は、申請者さんの土地で、災害の発生する状況ありません。他の農地に影響を及ぼすことはありません。過去に農地法違反の該当ありません。 以上報告を終わります。
推進委員	〇〇さんは、現在〇〇市に住んでおりますが、土日は草刈り等に帰ってきております。場所は、〇〇〇の池の少し下のほうに当たります。

議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第 2 号について、原案どおり許可し、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第 3 号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号非農地証明願いについてです。 番号 1、大字森字小林〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積 1 7 5 m²です。申請人は〇の〇〇〇〇さんです。非農地の事由は、平成 7 年 2 月に農地法第 5 条許可を受け、住宅用地として転用許可されましたが、その後、平成 2 9 年 8 月に事業計画の変更承認を受け、太陽光発電用地として農地転用が完成していますが、地目変更を行っていなかったため、今回の申請となりました。担当委員は、5 番委員さんです。 以上、1 件です。
議長	それでは、担当委員の説明を 番号 1 を 5 番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	番号 1 の調査結果を報告します。3 月 2 日に、玖珠町〇の〇〇さん、推進委員、事務局で現地確認を行いました。土地の所在は、大字森字小林〇〇〇〇番〇、国道〇〇〇号線から約 3 0 m 入ったところになります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工場の近くになります。面積合計は、1 7 5 m²です。平成 7 年 2 月に宅地として農地転用許可を受け、平成 2 9 年 8 月に太陽光発電施設として、事業計画の変更承認を受けましたが、地目変更の登記を行っておらず、現況は、太陽光パネルが 1 4 0 枚設置されており、雑種地です。許可書を紛失し、再発行できないため、今回、非農地証明願いでの申請です。農地転用の許可を受けずに転用された土地、または

	農地転用許可に付した条件に違反して転用された土地ではなく、基盤整備等農業的利用を図るための条件整備も計画されています。今後も現状のまま管理するということです。
推進委員	今説明のあった通りです。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。 議案第3号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第3号について、原案のとおり許可し、証明書を交付します。 次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。 利用権の設定の新規ですが、 3年未満が 3件で、 8, 266㎡、 3年～5年が2件で、 7, 264㎡、 6年～9年が1件で、 3, 038㎡、 10年以上が6件で、 28, 267㎡、 以上、合計12件で、合計面積が46, 835㎡です。 以上です。
議長	質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。 次に、議案第5号農用地利用配分計画の決定について、事務局説明をお願いします。

	ことを伺っています。利用権についてはすべて解約済みで、管理している農地はありません。 以上です。
議長	質疑はありませんか。 その他の項目になります。
推進委員	先月、推進委員に3条の報告をしてもらうという話があったが、不祥事とかあるとやはり責任がかかるのではないかな。
推進委員	責任と言えば、農業委員だと思います。事務局が推進委員に報告してもらいたいというのであればいいと思いますが、事務局はどう思っていますか。
事務局	会長から報告を推進委員にもしてもらいたいとの相談がありました。推進委員も、会議に来てもらって、話を聞くだけというのもどうかと。事務局としては、会長の意向があればしてもよいと考えています。ただ、今日は、コロナウイルスの関係がありまして、短時間で会議を済ませたいと思っていますので、4月以降事務局のほうから報告するようにしたいと考えています。
推進委員	今も農業委員が報告して、推進委員も報告しているので、今までどおりでもよいのではないですか。
会長	以前、自分の担当地域の案件がない時は出てこない推進委員がいました。私としてはみんなで同じ責任を持ってもらいたいと思っています。ただ、議決権の有無で、最終的には農業委員に責任があります。
推進委員	でも、今はみんな出てきていますよね。責任というと、問題が出てくると思います。
推進委員	今までどおりでいいのではないですか。最近、みなさん、100%近く出席しています。
会長	今日はできませんが、3条・4条・5条の勉強会を開こうと思

	っています。そのあたりも含めて勉強したいと思っています。それを踏まえて、3条の報告を推進委員にしてもらうことはどう思いますか。
推進委員	今までどおりでよいと思います。 勉強会がいいと思います。それで私たちも報告書を書いてみるような形で。
農業委員	農業委員が欠席の場合、推進委員が報告するという形もありますので、今までどおりでよいと言えばそれでもいいですし、変えるとなるといつから変えるのか決めないといけません。
議長	今日は時間が限られていますので、来月か再来月に持越しということによろしいでしょうか。
農業委員・推進委員	はい
会長	1月の定例会の折に報告しました、農業委員会の意見書について、町長、議長、副議長に意見書の提出をしましたので、報告します。 また、今日お配りしていますが、農業委員会の不祥事在他県で発生しています。今一度、農業委員会の職務の重要性を確認し、公正な職務を遂行していただきたいと思います。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会3月定例総会を閉会します。